

廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ

平成14年3月22日
中央環境審議会
廃棄物・リサイクル部会

1 背景と経緯

我が国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動に伴い、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、悪質な不法投棄の多発等による環境負荷の増大が見られるとともに、これに対応するために多額の費用を要しているところである。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するためには、まずはできる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについて適正かつ効率的な循環的利用や適正処分が行われるような循環型社会への転換を図ることが喫緊の課題となっている。

こうした中で、これまでに、循環型社会形成推進基本法を循環型社会の形成に関する基本的枠組み法として、廃棄物の排出抑制及び適正処理を図る廃棄物処理法、一定の製品・業種等について生産者に3R（リデュース、リユース、リサイクル）の自主的な取組を促す資源有効利用促進法、個別の物品についてリサイクルの推進等を図る各種個別リサイクル法（容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法）等が整備され、これらの法制度の着実な施行が現在進められているところである。（別紙1参照）

その一方で、国民や産業界等各方面における適正な廃棄物処理・リサイクルに対する関心の高まり等を背景として、廃棄物の定義・区分や処理責任のあり方、廃棄物処理に関する規制のあり方、廃棄物処理に関する生産者（製造事業者等）の役割等については、様々な問題提起がされているところである。

これを受けて、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会においては、平成13年8月、廃棄物の定義・区分のあり方、リサイクルに係る廃棄物処理業・施設に対する規制のあり方、排出者責任・拡大生産者責任のあり方等の廃棄物・リサイクル制度の基本問題について検討を開始し、専門的な見地から検討を行う廃棄物・リサイクル基本問題専門委員会を設置した。

その後、同専門委員会において地方公共団体、経済界、廃棄物処理業界、労働界、非営利民間団体等26団体からのヒアリングを経て、平成13年12月に検討結果が取りまとめられた。

これを踏まえた当部会としての中間的な検討結果は、以下のとおりである。

なお、本検討結果は基本問題に関する見直しの基本的方向性や考え方を示すにとどまっており、見直しの具体的内容については、本検討結果に対するパブリックコメントを経て当部会において引き続き検討を行い、平成14年内を目途に最終的な検討結果の取りまとめを行う予定である。

2 制度見直しの基本的視点

廃棄物・リサイクル制度の基本問題については、次のような視点に立って見直しを行い、もって天然資源の消費の抑制及び環境負荷の低減を図る必要がある。

(1) 廃棄物の排出抑制の推進

廃棄物の排出量が高水準で推移している状況下において、循環型社会形成に向けた政策の基本的考え方である排出抑制（リデュース）、循環的利用（リユース、リサイクル）及び適正処分を推進する中で、これらのうち最も優先する考え方である排出抑制の具体化を図るため、排出者責任の徹底や生産者責任の拡大・強化を行う。

(2) 合理的な廃棄物処理・リサイクル制度の確立

優良かつ健全な廃棄物処理・リサイクル業の育成を図るため、「規制は厳しく手続きは合理的に」という考え方の下で、適正処理確保のための責任強化を行いつつ、効率的な処理・リサイクルの推進の観点から、特に広域的な廃棄物処理・リサイクルに関して手続きの合理化を行う。

(3) 適正処理の確保

廃棄物処理に関する制度の基礎である廃棄物の定義・区分をより明確にすることにより、国民、事業者（排出事業者、生産者）、行政担当者にとってわかりやすく、適切かつ安定的な運営を可能とする廃棄物処理・リサイクル体制を構築する。

また、市町村における処理困難物の実態や不適正処理事例の多発等の現状を踏まえ、国民、事業者、国及び地方公共団体の役割・責任を見直すことにより、一層適正な廃棄物処理・リサイクル対策を推進する。

3 制度見直しの主な論点

(1) 廃棄物の定義

現状と課題

廃棄物は、廃棄物処理法上、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）」と定義されている。（現在、気体状のものは廃棄物に該当しない。）

この廃棄物の定義規定については、昭和52年までは、客観的に汚物又は不要物として観念できる物であつて、占有者の意思の有無によつて廃棄物となり又は有用物となるものではないとする考え方が採用されていた。

しかし、この考え方による場合、客観的には廃棄物とは認められないようなものでも、占有者の意思により不要となり廃棄されるようなもの（例えば売れなくなった新品の製品）が環境保全上の支障を生じていても廃棄物処理法による規制に係らしめられないといった問題が生じた。

このため、同年以降は、廃棄物の定義としては、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断」という考え方（いわゆる総合判断説）が採用されている。

なお、総合判断説は、最高裁判例（平成11年3月10日最高裁第二小法廷決定。おからについて、非常に腐敗しやすいという性状、大部分が無償で引き渡される等の通常取扱い形態、おからの処理業者が現に豆腐製造業者から処理料金を徴収していたという無価値性を勘案し、産業廃棄物に該当するとされた事例。）においても採用されている。

このような廃棄物の定義については、

- ・ 「取引価値の有無」や「占有者の意思」といった「不要物」の判断要件が不明確なので明確化を図るべきである。
- ・ 「不要物」に該当しないリサイクル可能物が生活環境保全上の支障を生じている場合、廃棄物処理法上の規制が及ばないという問題があるので、不適正処理防止の観点から同法の規制対象を見直すべきである。
- ・ リサイクル促進の観点から、廃棄物に該当すると処理業の許可や施設設置の許可が必要となるという廃棄物処理法の厳格な規制を見直すべきである。

といった指摘がある。

これについては、豊島事件（香川県の豊島において大量のシュレッダーダスト等がリサイクル原料であり廃棄物でないとして放置された事例）に象徴されるようなリサイクル名目での不適正処理が発生している実態も踏まえつつ、廃棄物であるか否かの明確性、判断の迅速性、適正性の確保の観点から、廃棄物の定義のあり方について検討することが必要となっている。

さらに、土砂については、一般に土地造成の材料として使用されている自然物であるため、これまで廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではないものと運用しているが、大量の土砂の放置により生活環境保全上の支障が生じている事案が多発しており、廃棄物処理法上の取扱いについて検討が必要となっている。

見直しの方向性

ア 定義の見直しに関する基本的方向性

不適正処理が後を絶たない現状、それに伴う住民の不信感が払拭されていない現状にかんがみ、生活環境保全の観点を重視し、リサイクル可能物も含め、不要物として廃棄されたものを広く含めることが適当である。

また、不要物以外のリサイクル可能物についても、同様の観点から規制対象とする方向で考えるべきである。

この場合、リサイクル可能物としてどの範囲までを対象とすべきかについて、より具体的な検討が必要である。その際、例えば「使用済み物品、使用されずに収集・廃棄された物品及び人の活動に伴い副次的に得られた物品（例えば工場から出る金属くず等）のうち、廃棄物以外のもの」（循環型社会形成推進基本法第2条第2項第2号）という概念を参考として対象範囲を検討することが考えられる。

また、不要物以外のリサイクル可能物については、有価で取引されるのが通常であり、不要物よりも不法投棄のおそれが少ないため、例えば処理基準の適用等の必要最小限の規制とする等、不要物に該当するリサイクル可能物と比較して、より緩やかな規制とすることも考えられるのではないかと。

さらに、この際、危険性や管理の必要性があるものを「廃棄（処分）しなければならないもの」として廃棄物の概念に含めている「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（別紙2参照）や欧州連合における廃棄物に関する理事会指令（EU指令）（別紙

3 参照)のように、客観的な要素(有価・無価を問わず廃棄・処分すべきもの)を加味することも考えられる。

イ 定義の明確化

「不要物」は、客観的要素だけでなく主観的要素も考慮しなければ適切に判断できない概念であり、その該当性について、個別事例に即して主観・客観の両面を勘案する現在の考え方には合理性がある。

ただし、判断要素としての「占有者の意思」や「取引価値の有無」の不明確性等に関する指摘がある。

このため、罪刑法定主義(どのような行為が処罰の対象となるかについては、法律によって明確に定めなければならないとする考え方)の観点も踏まえつつ、判断要素の具体化・客観化による運用面での不要物の外縁の明確化を図る観点から、具体的に次のような措置を講じることが考えられる。

- ・ 平成12年の使用済みタイヤに係る通知(別紙4参照)のように個別事例に即して具体的な判断基準を明確化する措置を、より多くの対象物について講じること
- ・ 総合判断説の判断要素のうち、「占有者の意思」「取引価値の有無」よりも「物の性状」「排出の状況」等の客観面の判断要素を優先させるべき場合もあり得ることを明確化すること

また、不要物以外のリサイクル可能物を廃棄物処理法の規制対象とする場合には、その定義をできる限り明確にすることにより、廃棄物全体としてその外縁を明確に捉えることが可能となるような定義とする方向で考えるべきである。

ウ リサイクル可能物を廃棄物の定義から除外することについて

廃棄物としての規制がリサイクルを阻害するという観点から、リサイクル可能物を廃棄物から除くべきとの指摘もあるが、これについては、

- ・ 豊島事件に象徴されるようなリサイクル名目での不適正処理事例が多数発生してきていること
- ・ 例えば金属くずの破碎等のように、処分をするための処理と再生処理は同じ様な工程で行われることが多く、廃棄物処理法上、廃棄物の再生も処理の一類型として位置づけられていること
- ・ バーゼル条約や欧州における立法例(別紙5参照)においても、リサイクル可能物も含めて廃棄物を観念するのが趨勢であること

を踏まえれば、これを廃棄物から除外するのは不適當である。

このような指摘は、廃棄物の定義の問題、すなわち廃棄物処理法の規制対象をどの範囲とするかという問題ではなく、むしろ、廃棄物処理法の体系下でリサイクルに係る規制をどの程度合理化するかという問題である。

なお、リサイクル促進の観点からの規制の合理化については、「(3) 廃棄物処理業・施設に対する規制」において記述しているが、廃棄物のリサイクルの促進の観点から、不適正処理を防止する上で必要最小限の規制とすることも考えるべきである。

エ その他

気体状のものについては、それ自体には管理可能性がないこと等から、新たに廃棄物として取り扱うこととするのは困難である。

また、土砂については、本来の目的である土地造成に利用されずに処分される場合や、汚染された土壌が処分のために除去された場合は、廃棄物として取り扱うべきである。

なお、廃棄物の定義の見直しに当たっては、循環型社会形成推進基本法や容器包装リサイクル法等の個別リサイクル法等、廃棄物処理法上の廃棄物を前提として対象物が構成されている法律との制度上の整理も併せて行うべきである。

(2) 廃棄物の区分

現状と課題

廃棄物の区分は、責任の所在に着目した基本的な区分として、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものとして挙げられた20品目が産業廃棄物とされ、これ以外の廃棄物を市町村責任の下で処理すべき一般廃棄物として区分している。このため、一般廃棄物には、日常生活に伴って排出されるごみ等のほか、事業活動に伴って排出される一般廃棄物（いわゆる事業系一般廃棄物）も含まれる。

このうち事業系一般廃棄物については、市町村が自ら処理を行う場合や、一般廃棄物処理に係る許可業者（市町村の処理が困難な場合等が許可要件となっている。）が処理を行う場合がある。また、事業系一般廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法第3条第1項（事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない、という一般的責務規定）に基づき、排出事業者から処理費用の一部として手数料を徴収する例が多い。

一方、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれのうち、爆発性、毒性、感染性等の有害特性により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものについて、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物という区分がさらに設けられている。

このような廃棄物の区分については、

- ・ 家庭から排出された廃パソコンは一般廃棄物であり、事業所から排出された廃パソコンは産業廃棄物に区分されるというように、同一性状の廃棄物が排出源の違いによって一般廃棄物として規制されたり産業廃棄物として規制されたりすることになるのは不合理である。
- ・ 事業活動に伴い排出されるもののうち、限定列挙された産業廃棄物に該当しない廃棄物は全て一般廃棄物となるため、例えば事業活動に伴い排出される剪定枝や廃火薬が一般廃棄物に該当する等の問題がある。
- ・ 事業系一般廃棄物について、排出抑制を図る観点から、排出事業者の責任を強化すべきである。

等の指摘があり、これらを踏まえ、処理責任のあり方と併せて、区分のあり方について検討することが必要となっている。

見直しの方向性

廃棄物の区分の見直しについては、以下のとおり、処理責任に着目するという方向性と規制面に着目するという方向性が考えられる。また、処理責任に着目する場合には、排出源に対応した考え方を基本としつつ性状等も考慮することが考えられる。制度の在り方を考えるに当たっては、これらが相互に関連するものであることに十分留意することが必要である。

ア 処理責任に着目した区分の見直しの方向性

(ア) 基本的方向性

廃棄物の処理責任に着目した区分のあり方について、方向性としては、廃棄物の排出源に対応して、例えば、「生活系廃棄物」(日常生活に伴って排出される廃棄物をいい、原則として市町村の責任の下で処理。)と「事業系廃棄物」(事業活動に伴って排出される廃棄物をいい、原則として排出事業者責任の下で処理。)に区分することが考えられる。

この場合、現在の事業系一般廃棄物については、排出者責任の徹底による排出抑制の促進を図る観点から、本来的には、事業系廃棄物として排出事業者が処理責任を負うこととすることが考えられる。

しかし、現在の事業系一般廃棄物を事業系廃棄物として区分することについては、

- ・ 特に小規模事業者について、排出事業者として現在の産業廃棄物に係る排出事業者責任(費用負担や産業廃棄物管理票(マニフェスト)による排出から最終処分までの把握・管理等)をどこまで負担できるかという問題
- ・ 産業廃棄物処理施設の不足、不法投棄の多発等、現在の産業廃棄物を取り巻く問題
- ・ 従来より市町村責任の下で、市町村及び民間業者により適正に処理が行われてきたという実態
- ・ 事業系一般廃棄物が生活系廃棄物と同様の性状を有する場合もあること

を考慮すれば、現在の産業廃棄物のように排出事業者が自らの責任として費用負担のみならず最終処分まで管理・把握する等の責任を負うのではなく、市町村が引き続き一定の責任を負いつつ排出事業者において適正な処理費用の負担を行うこととすることも考えられる。

(イ) 性状等を考慮した区分の考え方

廃棄物の処理責任に着目した区分の見直しに当たっては、上記のような排出源に対応した考え方を基本としつつ、現在の一般廃棄物と産業廃棄物の区分における個別の問題（例えば事業活動に伴い排出される剪定枝や廃火薬が一般廃棄物に該当する等）に対応して、廃棄物の効率的処理を図る観点から、例えば同一性状の廃棄物については同一の区分として処理を可能とする等、性状、排出量、処理困難性等も考慮して個々の廃棄物の振り分けを見直すことも併せて考えるべきである。

イ 規制面に着目した区分の見直しの方向性

爆発性、毒性、感染性等有害性がある廃棄物については、規制面に着目して、管理の徹底を図る観点から、一般廃棄物・産業廃棄物を問わず独立した区分を設けることが考えられる。

この場合、独立した区分の対象物としてどのようなものが考えられるか、また、例えば家庭から排出された有害物質を含む使用済み製品を独立した区分の対象とする場合、処理責任は市町村が負うのか生産者が負うのか、さらに事業系廃棄物の場合にどのように取り扱うか、について、具体的な検討が必要である。

また、リサイクルされる廃棄物については、規制手続きの合理化を図ることによりリサイクルを促進する観点から、一般廃棄物、産業廃棄物それぞれについて独立した区分を設けることや、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず独立した区分を設けることが考えられる。

この場合、独立した区分の対象物としてどのようなものが考えられるかについて、具体的な検討が必要である。

なお、これらの物について独立した区分を設ける場合は、現行制度における特別管理廃棄物等の区分との制度上の整理を併せて行うべきである。

(リサイクルに係る規制の合理化の方向性については、「(3) 廃棄物処理業・施設に対する規制」を参照。)

(3) 廃棄物処理業・施設に対する規制

現状と課題

廃棄物処理業及び廃棄物処理施設については、廃棄物処理法上、適正処理を担保する手段として許可制度が設けられており、具体的には、一般廃棄物処理業については市町村長の許可、産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設については都道府県知事又は保健所設置市長の許可を要することとされている。

また、広域的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点から、廃棄物処理業や廃棄物処理施設に係る許可を不要とする特例制度として、次のような制度が設けられている。

広域再生利用指定制度等（業の許可の免除）

（一般廃棄物）

- ・ 広域的な再生利用・処理に対する環境大臣の指定（廃スプリングマットレス）
- ・ 家電リサイクル法に係る収集運搬を行う運輸事業者に対する環境大臣の指定
- ・ 一般廃棄物の再資源化等に協力することが適切である製造業者等に対する環境大臣の指定（廃パソコン、廃二次電池）
- ・ 再生利用が確実と認められる一般廃棄物処理に対する市町村長の指定

（その他、廃タイヤについて、産業廃棄物処理業の許可取得等により一般廃棄物処理業の許可を不要とする制度がある。）

（産業廃棄物）

- ・ 広域的な再生利用・処理に対する環境大臣の指定（廃石膏ボード、廃パチンコ台等）
- ・ 再生利用が確実と認められる産業廃棄物処理に対する都道府県知事の指定

再生利用認定制度（業、施設の許可の免除）

- ・ 再生利用の内容が生活環境保全上の支障がなく、再生利用を行う者及び施設が一定基準に適合していることが認定基準。

- ・ 一般廃棄物の認定対象は、次のとおり。
 - ・ セメント原材料として廃ゴムタイヤを再生利用する場合
 - ・ 製鉄還元剤として廃プラスチック類を再生利用する場合
 - ・ セメント原材料として廃肉骨粉を再生利用する場合
- ・ 産業廃棄物の認定対象は、次のとおり。
 - ・ セメント原材料として廃ゴムタイヤを再生利用する場合
 - ・ 製鉄還元剤として廃プラスチック類を再生利用する場合
 - ・ スーパー堤防の築造材として建設無機汚泥を再生利用する場合

このような許可制度や特例制度については、

- ・ 広域的な廃棄物処理・リサイクルを行う場合、廃棄物の区分ごとや地方公共団体ごとに要する許可手続きが煩瑣である。
- ・ 再生利用認定制度や広域再生利用指定制度といった特例制度について、対象範囲の拡充等を行うべきである。
- ・ 再生利用認定制度は、不適正処理の温床とならないように厳しく運用すべきである。

といった指摘があり、広域的な廃棄物処理・リサイクル促進の観点や制度本来の趣旨である適正処理の確保による生活環境の保全という目的を踏まえつつ、制度のあり方について検討することが必要となっている。

見直しの方向性

現行の許可制度は、適正な廃棄物処理・リサイクルを担保する観点から置かれている規制であり、基本的には現行と同様に厳格なものとすることが必要である。

ただし、広域的・効率的な廃棄物処理・リサイクルを促進する観点からは、規制は厳格なものとしつつその手続きは合理的に、という視点が重要である。

こうした視点から、広域的に移動する場合に関する廃棄物処理業の許可については、例えば、現行の広域再生利用指定制度を活用した場合は、許可制度において必要とされる地方公共団体ごとの許可取得や許可の更新が不要であるといったメリットがあり、対象範囲の拡大等、その活用を推進することが考えられる。

ただし、この場合、国における事務処理体制の強化や適正処理を担保するための措置（資力要件の付加、処理基準の適用、処理責任の転換、指定対象者に対する監視体制の強化等）を併せて講じることにより指定対象者

に厳格な責任を求めることが必要である。

また、例えば独占禁止法を遵守しつつ事業者が自らの責任で共同して廃棄物処理・リサイクルに取り組めるような仕組みとするなど、民間活力が十分に発揮されるような方策についても検討が必要である。

さらに、こうした特例制度の活用のほかに、廃棄物処理業の許可取得に伴う負担軽減策として、例えば、

- ・ 一地方公共団体における許可取得をもって他の地方公共団体における許可手続きを合理化する仕組み
- ・ 現在は廃棄物の積載地・荷下ろし地双方の許可を要するところ、いずれかの許可取得のみで足りるものとする
- ・ 産業廃棄物に関して複数の保健所設置市長の許可を要する場合、都道府県知事が一括して許可を行うものとする

が考えられる。

一方、廃棄物処理施設の設置許可については、現在は一般廃棄物・産業廃棄物で許可対象施設の種類が異なっているが、それぞれの許可要件が類似していることや許可主体がともに都道府県知事であることから、例えば一般廃棄物・産業廃棄物にかかわらず同様の性状を有する一定の廃棄物についていずれかの施設許可の取得のみで足りることとする等の許可手続きの合理化や一元化が考えられる。

また、生活環境上の影響が小さい廃棄物処理施設の設置について、例えば施設の特性に応じて許可要件を合理化すること等も考えられる。

さらに、再生利用認定制度について、上記の広域再生利用指定制度と同様に、認定対象者に厳格な責任を求めつつ認定対象範囲の拡大等を行うことが考えられる。

なお、以上のほか、許可等の申請者の利便性の向上と行政運営の簡素化

- ・ 効率化に資するため、許可等の申請手続きの電子化を推進すべきである。

(4) 排出者責任及び拡大生産者責任等

現状と課題

一般廃棄物については、市町村が処理責任を負い、排出者である国民は、廃棄物処理に関する市町村への協力等（分別ルールの遵守、粗大ごみの有料制への対応等）により一定の責任を果たしているところである。

また、産業廃棄物については、排出事業者が最終処分を含めて適正処理の責任を負うこととなっている。

さらに、不法投棄された廃棄物の処理については、都道府県又は市町村から行政命令を受けた不法投棄の実行者又は関与者が責任を負い、原因者等が不明の場合は都道府県又は市町村が原状回復を行うこととなっている。また、産業廃棄物については、都道府県が行う原状回復に対して支援を行う基金が国・産業界の出えんにより設置されている。

拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）とは、「製品に対する生産者の責任を製品の使用後段階にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル・適正処理を容易とする等、製品のライフサイクル全体にわたり効率的に使用済み製品に係る環境負荷を減らすための手法」をいい、国際的に導入や検討が進められている。平成13年には、OECDにおいて、政府向けの拡大生産者責任に関する政策導入・評価のためのガイダンスマニュアルが策定・公表された。

我が国においては、事業者に対する責任として、循環型社会形成推進基本法における拡大生産者責任の概念の明記、リサイクル関連法における拡大生産者責任の具体化（例えば、容器包装リサイクル法に基づく市町村が分別収集した容器包装廃棄物の容器包装利用事業者等による再商品化、家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器廃棄物（廃テレビ、廃エアコン、廃冷蔵庫、廃洗濯機）の製造業者等による引取り・再商品化、資源有効利用促進法に基づく再資源化の自主的取組の推進）が行われているところである。

以上のような役割・責任分担については、

- ・ 排出者の立場としての国民、排出事業者、市町村の責任を強化すべきである。
- ・ 依然として高水準で推移している不法投棄の現状を踏まえ、原状回復基金の充実のために産業界の役割を強化すべきである。
- ・ 市町村における処理困難物の増加や不法投棄の問題に対して、生産者が一定の役割を負うべきである。

といった指摘があり、廃棄物の減量化や適正処理等の一層の推進の観点から、関係者の役割・責任が今後どのようにあるべきかについて、検討が必要となっている。

見直しの方向性

ア 排出者責任等

産業廃棄物の排出者責任については、数次の廃棄物処理法改正により排出事業者責任の強化が行われており、現在、優良な産業廃棄物処理業者の育成を進めるための構造改革が進展しているところである。引き続き、同法の厳格な施行により排出事業者の処理責任の徹底を進めることが必要である。

なお、施設が立地される地域の理解と協力を得る役割を果たすための手法の一つとして、米国の一部の州で導入されているホストコミュニティフィー制度（他州から廃棄物が持ち込まれる場合、その量に応じて当該廃棄物の排出者に一定額を納付させることを条件として処理施設の立地を認める制度）も参考となると考えられる。

一方、一般廃棄物については、国民も排出者として、地域特性等に応じて地方公共団体が行うごみ有料化や分別排出等の取組に協力するとともに、住民レベルでの集団回収やリサイクル活動の実施・参加に努めることが重要である。

また、その際、市町村の廃棄物処理事業について収支の透明性や効率性の確保、ごみ減量化やリサイクル等に関する住民の自主的取組の促進のための環境整備等も併せて行うことが重要である。

市町村が自ら処理すべき廃棄物（例えば、ごみ焼却処理に伴い生じた焼却灰等）が他の市町村の区域において処分される場合については、例えば、市町村の処理委託に関する責任の強化、不適正処理時における排出元の市町村に対する原状回復責任の追求等、排出元の市町村の責任を強化すべきである。

不法投棄の処理に要する費用負担について、一般廃棄物に関しては、生産者が責任を負う廃棄物について生産者に一定の役割を求めるという考え方があり、引き続き検討が必要である。

また、産業廃棄物に関しては、産業界からの費用徴収の方法、例えば産業廃棄物に係る経済的措置の導入等不法投棄が抑制されるような仕組みを含めて、費用負担のあり方を検討すべきである。

イ 拡大生産者責任

前述のとおり、拡大生産者責任とは、「製品に対する生産者の責任を製品の使用後の段階にまで拡大することにより、製品が廃棄物として排出されることの抑制やリサイクル・適正処理を容易とする等、製品のライフサイクル全体にわたり効率的に使用済み製品に係る環境負荷を減らすための手法」とされている。

使用済み製品に関する責任を「生産者」に移転することについては、使用済み製品に係る環境負荷低減のメカニズムが市場に組み込まれ、環境コストが正しく市場に反映されるようになるという効果がある。

以上の拡大生産者責任の意義を踏まえ、環境への負荷をできる限り低減させる循環型社会構築のため、他の政策手法と比較しつつ、生産者責任をより一般化、拡大・強化していくことが必要である。

この際、上記のような拡大生産者責任の考え方を踏まえれば、特殊・高度処理が必要である等市町村が処理困難な物（別紙 6 参照）や、設計・製造段階での工夫により排出抑制・リサイクル・適正処理が促進される物等を対象としていくことが考えられる。

ただし、爆発性、毒性、感染性等有害性がある廃棄物を拡大生産者責任の対象物とする場合、前述の有害廃棄物に係る区分の対象物との関係について留意が必要である。

拡大生産者責任が本来対象とする「生産者」とは、その製品が廃棄物となった場合における環境負荷の管理・削減に最も支配力を持つ生産者が基本であり、それは、物の特性に応じ、製造事業者のみならず販売事業者等も含め広く対象とすべきである。

拡大生産者責任の具体的手法としては、製品の引取り・処理等（その全部又は一部を実施及び／又は費用負担）、デポジット・リファンドシステム等の経済的手法、製品規格に関する措置（一定率以上の二次原料の利用等）等が考えられる。

この場合、製品の引取り等の拡大生産者責任の具体的手法については、生産者に求める取組の性格などに応じて、法的に義務づける方法と生産者の自主的取組による方法、さらにはこれらを組み合わせる方法が考えられる。

また、これらの手法については、対象物に応じて、複数の手法の組合せも含め適切に導入することが必要である。

さらに、対象物に応じて、その製品のライフサイクルにかかわる、上記の一定の責任を負う生産者以外の主体（消費者、地方公共団体等）の役割のあり方についても、併せて具体的に考えるべきである。

以上のような基本的考え方に加え、廃棄物処理法及び各種リサイクル関連法の関係では、

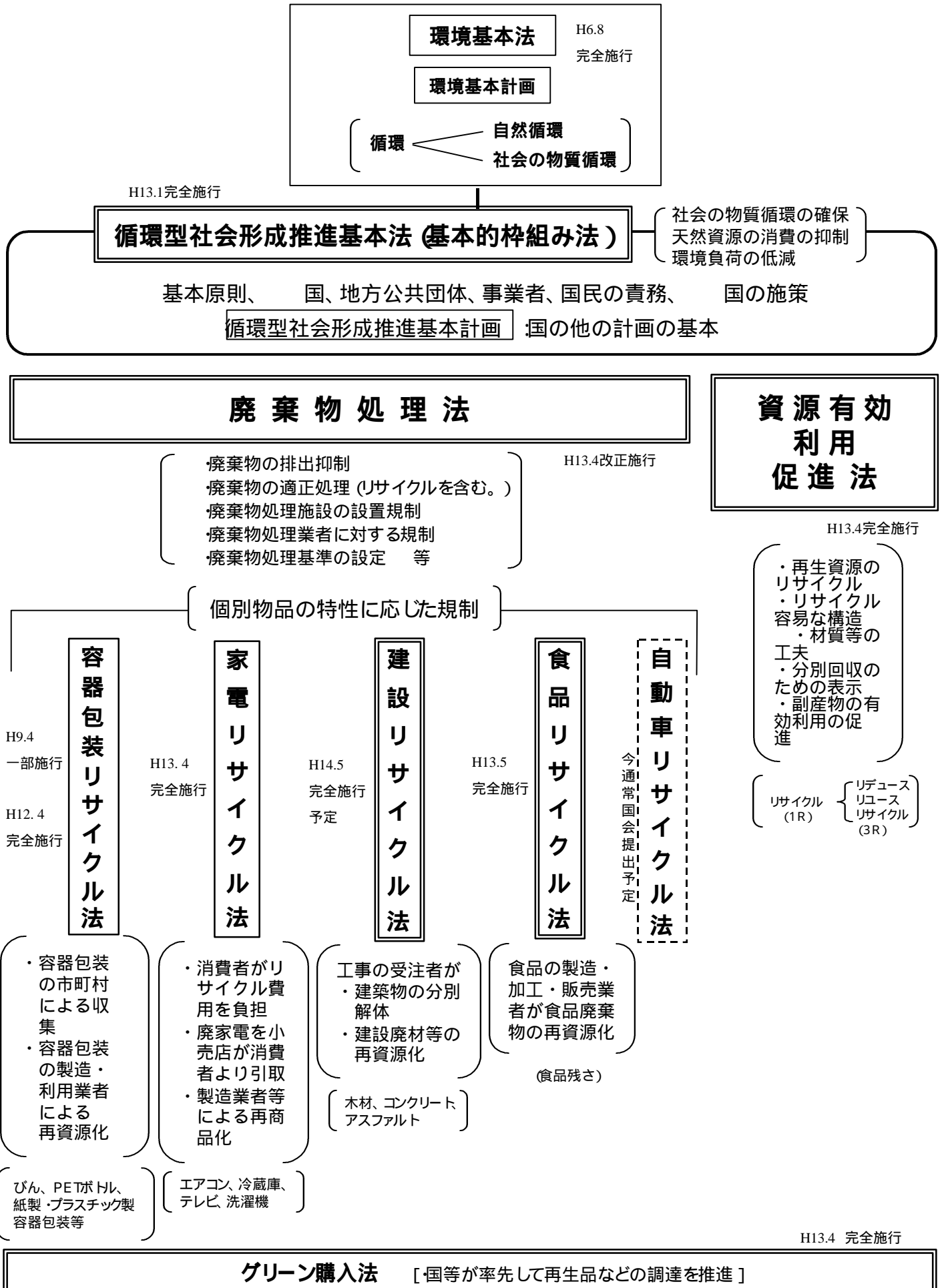
- ・ 生産者に引取り義務を課した場合における、廃棄物処理法上の市町村の一般廃棄物に係る処理責任や排出事業者の産業廃棄物に係る処理責任との関係
- ・ 廃棄物処理法において生産者責任対象物という区分を一般的に設けるか否か、設けるとする場合は資源有効利用促進法や個別リサイクル法との関係

についても考える必要がある。

(5) その他

廃棄物処理に関する論点のうち、廃棄物処理施設の設置に係る住民同意、産業廃棄物の流入規制、産業廃棄物に係る事務区分のあり方の問題や、不法投棄防止対策及び原状回復促進策については、それらに関する実態も踏まえつつ当部会において必要な検討を行うこととする。

循環型社会の形成の推進のための法体系



有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (平成五年条約第五号) (抄)

第二条 定義

この条約の適用上、

- 1 「廃棄物」とは、処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務づけられている物質又は物体をいう。
- 2 「処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の収集、運搬及び処分をいい、処分場所の事後の管理を含む。
- 4 「処分」とは、附属書 に掲げる作業をいう。

附属書

A 表

この A 表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。

- D1 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立て)
- D2 土壌処理 (例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)
- D4 表面貯留 (例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。)
- D5 特別に設計された処分場における埋立て (例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周辺から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。)
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出 (海底下への挿入を含む。)
- D8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの A 表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この附属書において他に規定されていない物理的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、煨焼、中和、沈殿)
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管 (例えば、容器に入れ鉞抗において保管すること。)
- D13 この A 表に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
- D14 この A 表に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 この表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

B 表

この B 表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であって、この B 表に掲げる作業が行われなかった場合には、A 表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。

- R1 燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用

- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

理事会指令(91/156/EEC)による改正後の廃棄物に関する指令(75/442/EEC)(抄)
COUNCIL DIRECTIVE of 18 March 1991 amending Directive 75/442/EEC on waste (91/156/EEC)

第1条 この指令において、

- (a) 「廃棄物」とは、所有者が廃棄 (discard) し、廃棄を意図し、又は廃棄しなければならない物質又は物品であって附属書 に掲げる範疇にあるものをいう。委員会は、第18条に定めるところにより、1993年4月1日までに、附属書 に掲げる範疇に属する廃棄物のリストを作成するものとする。当該リストは、定期的に見直し、必要な場合には、同様の手続により改正するものとする。
- (d) 「処理」とは、廃棄物の収集、運搬、再生 (recovery) 及び処分 (これらの行為の監督及び処分施設の事後的管理を含む。) をいう。
- (e) 「処分」とは、附属書 A に掲げる行為をいう。
- (f) 「再生」とは、附属書 B に掲げる行為をいう。
- (g) 「収集」とは、廃棄物を運搬するために集め、分別し又は混合することをいう。

第2条 次に掲げる物は、この指令の適用を受けないものとする。

- (a) 大気中に排出されたガス状の発散物
- (b) 既に他の法令によって規定されている次に掲げる物
- (i) 放射性廃棄物
- (ii) 鉱物資源の試掘、採掘、処理及び保管によって生じた廃棄物並びに採石場から生じた廃棄物
- (iii) 動物の死骸及び次に掲げる廃棄物：排せつ物及び農業に用いられるその他の天然・非危険廃棄物
- (iv) 液状の廃棄物を除く排水
- (v) 使用されなくなった爆発物
- 2 個別の事柄に関する特別な規範又は特定の範疇に属する廃棄物の管理に関するこの指令の補足については、個別の指令によって定めることができる。

附属書 廃棄物の範疇

- Q1 以下に掲げる物以外の生産又は消費の残余物
- Q2 仕様外製品
- Q3 適正な使用期限が切れた製品
- Q4 散逸、遺失その他の災害にあった材料で当該災害により汚染された材料、備品等を含むもの
- Q5 計画的な行動の結果、汚染又は汚濁された材料 (例：清掃作業からの残余物、包装材、容器等)
- Q6 使用不可能な部品 (例：使用済電池、使用済触媒等)
- Q7 満身に機能しなくなった物質 (例：汚染酸、汚染溶剤、使用済添加塩等)
- Q8 産業工程で発生した残余物 (例：スラグ、蒸留かす等)
- Q9 汚染削減過程で発生した残余物 (例：スクラバースラッジ、バグハウスのほこり、使用済フィルター等)
- Q10 機械加工又は仕上げの残余物 (例：旋盤作業の削りくず、鋼材酸化物の層等)
- Q11 原材料の採掘及び加工から発生した残余物 (例：採鉱残余物、油田の排出油等)
- Q12 混入物入りの材料 (例：PCBで汚染された石油)
- Q13 法律で使用が禁止された材料、物質又は製品
- Q14 保有者が使用しなくなった製品 (例：農業、家庭、事務所、商業、店舗の廃棄品等)
- Q15 土地の改良作業に伴い発生した汚染された材料、物質又は製品
- Q16 上記に掲げる物以外の全ての材料、物質又は製品

附属書 A 処分作業

この附属書は、実際に行われる処分作業を列挙するものである。第4条の規定（処分又は再生に伴う環境影響の防止、不法投棄の防止等）に基づき、廃棄物の処分は、人の健康を害することなく、環境に悪影響を与えかねない方法を用いず、行われなければならない。

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周辺から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
- D8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの附属書に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉢坑において保管すること。）
- D13 この附属書に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は根号
- D14 この附属書に掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
- D15 この表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管（発生地における一時的な保管及び仮収集を除く。）

附属書 B 再生作業

この附属書は、実際に行われている再生作業を列挙するものである。第4条の規定に基づき、廃棄物の再生は、人の健康を害することなく、環境に悪影響を与えかねない方法を用いず、行われなければならない。

- R1 溶剤の回収利用又は再生
- R2 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収
- R3 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R4 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R5 酸又は塩基の再生
- R6 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R7 触媒からの成分の回収
- R8 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R9 主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌散布（コンポスト化及びその他の生物学的方法を含み、第2条第1項(b)(iii)の規定に基づき除かれた廃棄物を除く。）
- R11 R1からR10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この表に掲げるいずれかの作業のための物の集積（発生地における一時的な保管及び仮収集を除く。）

事務局注：バーゼル条約においてもほぼ同様の附属書により処理概念を規定している。

(別紙4)

衛環第65号
平成12年7月24日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長

野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

廃棄物の定義については昭和46年10月25日付け環整第45号により通知しているところであるが、最近、廃棄物である使用済みタイヤを有価物等であると称して野積みすることにより、生活環境保全上の支障が生じている事案が多く発生している。

野積みされた使用済みタイヤは、蚊、はえその他の害虫の発生源となるなど生活環境の保全及び公衆衛生の向上に支障を生ずるおそれがあることから、廃棄物行政を主管する貴職におかれては、これらの事案に対して廃棄物の適正な処理を実施するため、下記事項に留意の上、措置命令等の行政処分をもって厳正に対処されたい。

記

1. 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。
2. 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思であること。
3. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。
4. 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであるとの認識がなされている場合には、占有者にこれらの事情を客観的に明らかにさせるなどして、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思を判断すること。
5. 使用済みタイヤが廃棄物であると判断される場合において、長期間にわたりその放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処すべきこと。

衛 産 第 9 5 号
平成12年7月24日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長

野積みされた使用済みタイヤの適正処理について

標記については、本日付け環整第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長名で通知したところであるが、なお、下記事項に留意の上、野積みされた使用済みタイヤの適正処理の確保に遺漏なきを期されたい。

記

- 1．上記通知4における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げる
ことができること。
 - (1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用
するなど使用済みタイヤを自ら利用するものであって、これらの目的に加工等を行う
ため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が
締結されていること。
 - (2) 上記(1)のとおり利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するもの
であって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の
確定した具体的な契約が締結されていること。
- 2．上記通知5における「長期間にわたりその放置が行われている」とは、概ね180日
以上の長期にわたり乱雑に放置されている状態をいうものであること。
- 3．上記通知5における占有者に明らかにさせる事情としては、次のいずれかを挙げるこ
とができること。
 - (1) 溝切り等を行いタイヤとして利用する、土止め、セメント原料又は燃料として利用
するなど使用済みタイヤを再生利用するものであって、これらの目的に加工等を行う
ため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期限の確定した具体的な契約が
締結されていること。
 - (2) 上記(1)のとおり再生利用するために、使用済みタイヤを他人に有償で売却するも
のであって、これらの目的のため速やかに引渡しを行うことを内容とし、かつ履行期
限の確定した具体的な契約が締結されていること。

独・循環経済の促進及び廃棄物の環境に適合した処理の確保に関する法律(抄)

(適用範囲)

第2条 本法の規定は、次に掲げる行為に適用する。

- 一 廃棄物の発生抑制
 - 二 廃棄物のリサイクル
 - 三 廃棄物の処分
- 2 本法の規定は、次に掲げる物には適用しない。
- 一 動物と殺法、食肉衛生・家禽衛生法、食品・必需品法、牛乳・マーガリン法、動物伝染予防法及び植物保護法並びにこれらの法律に基づく法規命令により処分される物質
 - 二 原子力法に規定する核燃料その他の放射性物質
 - 三 処分につき放射線防護措置法に基づく法規命令の規制を受ける物質
 - 四 鉱山監督署の監督を受ける企業体において地下資源の探鉱、採掘、選鉱及び加工に伴い生ずる廃棄物(これらの行為のみによっては直接かつ通常生じないものを除く。)
 - 五 容器に補集されていないガス状の物質
 - 六 速やかに水域又は下水道施設に排出される物質
 - 七 武器の探索、発掘、運搬、保管、中間処理及び破壊

(定義)

第3条 本法において廃棄物とは、別表 に掲げるいずれかの群に該当し、かつ、その占有者が廃棄し、廃棄の意思を有し又は廃棄しなければならない全ての動産をいう。リサイクル向け廃棄物とは、リサイクルの対象となる廃棄物をいい、処分向け廃棄物とは、リサイクルされない廃棄物をいう。

- 2 占有者が動産を別表 Bに掲げるリサイクル若しくは別表 Aに掲げる処分に供し、又は供用を止めて事実上の支配を放棄した場合には、前項に規定する廃棄がなされたものとみなす。
- 3 次の各号のいずれかに該当する動産については、第1項の廃棄の意思があるものとみなす。
 - 一 物質又は製品のエネルギー変換、製造、中間処理若しくは利用又はサービス行為に際して生じ、これらの行為がその発生を目的としないもの
 - 二 本来の用途に供されなくなり、又はその供用を止めたもの(引き続き本来の用途に代えて新たな用途に供される場合を除く。)
用途は、取引上の通念を勘案し、本人の認識を基礎として判断する。
- 4 動産が本来の用途に供しなくなり、現状が現在又は将来の公共の福祉、特に環境に対して危険性を伴うものとなり、かつ、本法又は本法に基づく法規命令に従って有害性がないリサイクル若しくは処分によらなければ当該危険性が除去できない場合には、第1項の動産を廃棄しなければならない。

別表 、別表 A及び別表 Bは、それぞれ EU 廃棄物指令の附属書に準拠

経済的負担措置等に関する市町村アンケート結果について

(環境省調査中間報告資料)

1 調査対象

人口10万人以上の市区及びEPR・デポジット制の導入について国に要望書等が提出された計260市区町村に平成13年11月にアンケート票を発送(11月22日締切)、平成14年1月28日現在の回答数は220市区町村。

2 調査結果(アンケートのうち「個別品目の処理状況」に関するもの)

(1) 受け入れていない品目

「受け入れていない」という回答数が多かった品目(220市区町村のうち2桁以上の回答あり)は、次のとおり。

【選択欄】

化学薬品(農薬・溶剤を除く)、農薬(園芸用を含む)、タイヤ、消火器、バッテリー、小型ガスボンベ(圧力容器)、溶剤・塗料、在宅医療器具(注射器等)、大型家電製品(冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ)、自動二輪車(オートバイ・原付自転車)、FRP製品(船・浴槽等)、ボタン型電池、小型二次電池、スプリング入りマットレス、大型家具(オフィス用品を含む)、携帯用通信機器(携帯電話・PHS・ポケベル等)

【自由記入欄】

ピアノ、建築廃材・ブロック・コンクリート塊、金庫、灯油・廃油・揮発油、農機具、土砂、畳、オルガン・エレキーン

(2) 処理困難等な品目

「受け入れていない理由」としては処理困難性、有害性、危険性が多く挙げられている。

何らかの理由が多く挙げられた品目(220市区町村のうち複数回答で計2桁以上の回答あり)は上記(1)の品目以外では、エアゾール缶(殺虫剤・化粧品)、カセット式ガスボンベ、スポーツ用具(スキー板・サーフボード・テニスラケット等)、ドラム缶、自動車。

3 留意点

受け入れを行っている場合であっても、処理を外部委託しているもの・費用を徴収しているもの、物質の性状(大きさ等)から混合して廃棄されるためやむを得ず受け入れているものなどもあり、上記に挙げられた品目以外にも取扱いに困っている品目があることも予想される。

個別品目の処理状況：選択式回答の結果(回答市区町村数 / 220市区町村)

品目	受入状況			受け入れていない理由(複数回答)						
	受け入れている	条件付きで受入	受け入れていない	有害性	危険性	引火性	処理困難性	作業性	その他	計
化学薬品	3(1.4%)	0(0.0%)	217(98.6%)	160	85	31	58	1	4	339
農薬	3(1.4%)	2(0.9%)	215(97.7%)	161	70	20	55	0	5	311
タイヤ	9(4.1%)	2(0.9%)	209(95.0%)	16	1	1	170	5	15	208
消火器	11(5.0%)	9(4.1%)	200(90.9%)	12	62	16	122	2	12	226
バッテリー	15(6.8%)	5(2.3%)	200(90.9%)	60	45	19	103	2	11	240
小型ガスボンベ	15(6.8%)	5(2.3%)	200(90.9%)	3	107	77	85	8	4	284
溶剤・塗料	15(6.8%)	30(13.6%)	175(79.5%)	78	43	61	77	5	5	269
在宅医療器具	37(16.8%)	25(11.4%)	158(71.8%)	59	89	11	29	3	11	202
大型家電製品(四品目)	60(27.3%)	25(11.4%)	135(61.4%)	1	0	0	15	0	104	120
自動二輪車	30(13.6%)	59(26.8%)	131(59.5%)	3	7	8	118	18	12	166
FRP製品	59(26.8%)	39(17.7%)	122(55.5%)	7	1	0	108	16	3	135
ボタン型電池	109(49.5%)	11(5.0%)	100(45.5%)	53	1	0	26	0	19	99
小型二次電池	124(56.4%)	11(5.0%)	85(38.6%)	32	1	0	22	0	19	74
スプリング入りマットレス	171(77.7%)	18(8.2%)	31(14.1%)	0	0	0	29	4	2	35
大型家具	164(74.5%)	41(18.6%)	15(6.8%)	0	1	1	10	2	5	19
携帯用通信機器	206(93.6%)	4(1.8%)	10(4.5%)	1	0	0	2	0	1	4
エアゾール缶	146(66.4%)	66(30.0%)	8(3.6%)	3	5	3	1	1	0	13
一次電池	203(92.3%)	10(4.5%)	7(3.2%)	5	0	0	1	0	1	7
カセット式ガスボンベ	149(67.7%)	67(30.5%)	4(1.8%)	0	7	6	1	0	0	14
大型家電製品(四品目以外)	205(93.2%)	11(5.0%)	4(1.8%)	0	0	0	6	0	0	6
布・繊維	213(96.8%)	4(1.8%)	3(1.4%)	0	0	0	0	0	2	2
スポーツ用具	183(83.2%)	35(15.9%)	2(0.9%)	0	0	0	16	1	0	17
衛生材料	192(87.3%)	26(11.8%)	2(0.9%)	1	0	0	0	0	1	2
ハンコ	212(96.4%)	6(2.7%)	2(0.9%)	0	0	0	1	0	0	1
蛍光管	209(95.0%)	10(4.5%)	1(0.5%)	2	1	1	0	0	1	5
ビデオ・カセットテープ	216(98.2%)	3(1.4%)	1(0.5%)	0	0	0	0	0	0	0
中・小型家電製品	216(98.2%)	4(1.8%)	0(0.0%)	0	0	0	1	0	1	2
その他の電子製品	217(98.6%)	3(1.4%)	0(0.0%)	0	0	0	1	0	0	1
自転車	219(99.5%)	1(0.5%)	0(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0

注) 「受入状況」の「受け入れている」とは市区町村が収集・処理(含委託)を行っている品目、「条件付きで受入」とは「一定の寸法以下のもの」、「穴を開けたもの」など受入に際して条件を付している品目、「受け入れていない」とは市区町村が原則として収集・処理(含委託)を行っていない品目(「排出されればやむを得ず受け入れる」場合を含む)

個別品目の処理状況：自由記入式回答の結果（回答市区町村数 / 220市区町村）

品目	受入状況			受け入れている理由(複数回答)						
	受け入れている	条件付きで受入	受け入れている	有害性	危険性	引火性	処理困難性	作業性	その他	計
ピアノ			67	0	0	0	60	25	3	88
建築廃材・ブロック・コンクリート塊			41	0	0	0	33	4	7	44
金庫			41	0	0	0	37	10	1	48
灯油・廃油・揮発油			29	5	7	17	23	0	4	56
農機具			27	0	0	0	16	3	3	22
土砂			20	0	1	0	10	1	4	16
畳			11	0	0	0	9	0	1	10
オルガン・エレクトーン			10	0	0	0	7	0	1	8
自動車部品			9	0	0	0	7	0	2	9
ドラム缶			8	0	0	0	8	2	0	10
石			8	0	0	0	7	0	1	8
自動車			7	0	0	0	7	2	1	10
ソーラーシステム			7	0	0	0	7	0	0	7
ボールの玉			7	0	0	0	6	1	0	7
電気温水器			7	0	0	0	7	2	0	9
農業用ビニルシート			6	0	0	0	3	0	4	7
仏壇			5	0	0	0	5	0	0	5
浴槽			5	0	0	0	4	1	0	5
煉瓦			5	0	0	0	4	0	1	5
物干し台			4	0	0	0	3	0	1	4
灯油の大型タンク			4	0	0	0	4	0	0	4
電動ベッド			4	0	0	0	4	0	0	4
火薬類			3	0	1	2	1	0	0	4
タイヤチェーン			3	0	0	0	3	0	0	3
工業用ミシン			3	0	0	0	3	0	0	3
枝木・丸太			3	0	0	0	2	1	0	3
便器			3	0	0	0	3	0	0	3
オイルヒーター			3	0	0	0	3	0	0	3
コピー機・印刷機			3	0	0	0	3	0	0	3
瓦			3	0	0	0	3	1	0	4
鉄骨			2	0	0	0	2	1	0	3
漁網			2	0	0	0	1	0	1	2
タイヤホイール			2	0	0	0	2	0	0	2
エンジン・コンプレッサ・モータ等			2	0	0	0	2	0	0	2
電動機付き車椅子			2	0	0	0	2	0	0	2
物置			2	0	0	0	2	0	0	2
ガステーブル・エコ			2	0	0	0	1	0	0	1
門扉			2	0	0	0	2	0	0	2

風呂釜		2	0	0	0	2	0	0	2
洗面台		2	0	0	0	2	1	0	3
金属塊		2	0	0	0	2	0	0	2
汚泥		2	0	1	0	1	0	2	4
灰		2	0	1	0	2	0	1	4
建築設備		2	0	0	0	1	1	0	2
神棚		2	0	0	0	1	0	1	2

注1) 「受け入れていない」とは市区町村が原則として収集・処理(含委託)を行っていない品目(「排出されればやむを得ず受け入れる」場合を含む)

注2) 上記のほか、回答数が1市区町村のみのものは、草刈り機・芝刈り機、流し台、電動麻雀卓、体温計、サッシ、臼、ワイヤー、焼却炉、花火、セメント、石膏、七輪、自動販売機、大型楽器、産業廃棄物、廃プラスチック、カーポート、パレット(工業用・木製)、瓦礫、発火危険物、ワイヤーロープ、あぜシート、ソファー式あんま機、ボイラー、機械類、中身の入った不燃物、塩化ビニール製品、ギブス、工作機械、鉛入りタイプライター、将棋盤